

地域の実情をふまえて出される建議をはずすな

畠山議員「建議について伺います。これを削除する理由が、主たる業務に専念してもらおうと政府は言ってきました。これは農地の集積など実務的な業務を中心にしろと言う意味と受けとめています。これでは、建議や意見表明は副業にしようとしているようなもの。」

全国農業会議所のホームページで、「真に農業者や地域の農業の立場に立って、その進むべき方向とこれを実現するための政策のあり方を明らかにしていくことは、農業者の代表として選ばれた農業委員で構成される農業委員会との極めて大事な役割」と建議について述べています。現行法において建議が認められているのは、このような全国農業会議所で述べられているような理由によるものですね。」

林国務大臣「削除の理由は主たる任務として、担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、こういった現場の実務でございます。農地利用の最適化の推進業務に集中してとりくむことができますようにするために、法的根拠がなくても行える意見公表や建議は法令業務から削除させていただいた。改善意見を提出された関係行政機関の方は、その意見を考慮しなければならぬ、38条でそう規定を置いてあります。」

畠山議員「第38条のことを述べられましたけれど、

これにおいては、農地等の利用の最適化の推進に関する施策についての建議となっている、農業政策全般ではない。だから法的根拠がなくてもできるとか、意見公表の機能は確保されるというけれど全然確保されていない。」

「農業者や地域の農業の立場に立って政策に反映させるという建議の性格が変わるんです。大臣に再度伺います。公的代表機関とホームページで言っているような立場は認めません、限定された意見しか聞きませんということですか。」

林国務大臣は、「農地利用最適化推進に関する施策についての改善意見は、提出する義務がある。いろいろな意見公表は自由にできる」と答弁を変えませんでした。

畠山議員「この建議が外されることは、農業委員会の性格を変えていくことにつながっていく。建議の中身が政府に厳しいことがあったとしても、それは地域の実態を踏まえて出されてきた意見なわけです。きちんと踏まえて施策に反映させていくことが当たり前であって、全面的にこれまでどおり残しておく必要があるということ指摘しておきます。」

農協法「改正」で衆院農水委員の齊藤和子議員の質問を紹介した「しんぶん赤旗」6/5付から転載

農業委員は公選制で

市町村長の任命制 齊藤氏が批判

齊藤和子議員は4日 について質問し、農業の衆院農林水産委員会 委員会の公選制を廃止で、農協法「改正」案 して市町村長の任命制にする問題点をただし

ました。

農業委員会は、農業者から選挙で選ばれた農業委員で構成され、農地の権利移動や転用の許可の業務を行うなど「農民の代表機関」

としての役割を果たしてきた。に、利害関係を有しない人を農業委員に加えてきました。

齊藤氏は、農業委員会は、市町村長から独立した執行機関とされ、その指揮、監督を受けられることはないとしてきたと指摘。「市町村長の任命制になれば、その独立性さえ、奪われることになる」と批判し、公選制の維持を求めました。

「その委員に対し委員会が農業委員会の定数を削減したうえに、利害関係がないとして農業委員になった人が後に、利害関係を有した場合の対応について、林芳正農水相は「その委員に対し委員会が農業委員会の定数を削減したうえに」と答えました。」



質問する齊藤和子議員

114日、衆院農水委